



# 協造日報

www.jalc.or.jp

第459号

2012年6月10日

発行/一般社団法人日本造園建設業協会 (Japan Landscape Contractors Association) 創刊/昭和49年6月1日 〒113-0033 東京都文京区本郷2-17-17 井門本郷ビル2階 TEL03 (5684) 0011 FAX03 (5684) 0012

### 本号の主な内容

- 2、3面 特集:「再生発展方策2011」  
以降の動向と造園建設産業
- 3面 【学会の目・眼・芽】第35回 下村 彰男氏  
造園の思想や技術を伝えること
- 4面 【緑滴】私が見る松山城 原田 裕一郎

## 第1回通常理事会を開催 8議案を審議



理事会のようす

平成24年度第1回通常理事会を5月30日(水)、東京・千代田区の弘済会館で開催した。理事会では、平成23年度事業報告及び決算について、総支部長及び支部長の承認についてなど8議案を審議した。

理事会は冒頭、藤巻司郎会長が挨拶。藤巻会長は「昨年11月に創立40周年を迎え、本年4月から一般社団法人に移行し、新たな第一歩を踏み出したのを契機として造園建設業の発展を図る上で、全国組織として日造協が果たしてきた役割を再認識し、造園建設業の活動領域の維持・拡大に日造協会員が一致団結して取り組み、この厳しい状況を乗り越えて時代の新たな要請に的確に答えていかなければなりません。特に、東

日本大震災の被災地における復興事業が本格化する中で、さまざまな要請に造園力を発揮し、緑豊かな環境の再生に取り組み、被災地の復旧・復興に貢献することが求められています。

また、造園建設業に対する社会的な認知度の向上に向けて、要望・提言活動を通じた普及啓発活動や生活密着型の産業であることを全国造園フェスティバルの開催等の機会を捉えてさらに強力にアピールすることが必要と考えています。」との旨を述べた。

その後、議事では8議案を審議、承認し、報告事項の説明などを行った。

## 樹林

日本造園建設業協会(日造協)は昨秋、発足して40年の区切りを迎えました。40年前と言えば、沖縄返還協定が調印され、建設業法の改正

## 40年の節目に「緑業」のはなし

環境緑化新聞編集発行人 井上元



「だつて、日本のお金を造幣する協会なのですよ?」ときたわけです。上海人からみると「日造協」は大金持ちで、金回りの良い協会ということにみえるのでしょうか。ともあれ先人達が切り開いた道を40年、こま

「少なくなっています。創刊号の機関誌は「緑業月報」でした。名付け親は故・前島康彦(博士)さんです。業界の恩人の一人です。紙・パルプ業界の機関誌は「紙業月報」というようにその業を代表する一字を冠にして題

して前島先生はたいへんご立腹でした。「緑業」という言葉は木(緑)と人の触れ合いを職能とするほんとうの姿をあらわし尽くしている、生きていく建設材料を扱う業者は緑業以外にはない」という主張でした。

自動車は空を飛び、かつての道路は芝生の道になる。超高層ビルはツタのからまる植物を主とする。広大な緑化システムの都市になるのでしょうか。これは夢物語ではないと思います。仮に夢がかなわぬとしても、造園という手のひらにのる幸せ、自分の足で立つ生活、生命はずっと前からつながってきて、この先にもつながっていく役割があります。「緑業」も「造園」も同じ意味です。とても誇りをもって生きていくる職能であると、この節目の時に思い至った次第です。

があり、環境省の前身として環境庁が発足した年です。緑化・造園業界も上昇気流に乗り元気でいた。今年、社会人となった新入社員は40年後には定年が待っているという数回ります。日造協についても設立時のことを見知っている方は、本当に

号をつけるのが通例でした。「紙業月報」は今も続いています。これにあって緑の業界だから「緑業月報」をつかったのではありません。その後、「月刊日造協」に衣替えし、折に触れてマイナーチェンジをしながらも今日に至っています。変更に対して聞き返したのです。

今回、中華料理店に入った時のエピソードです。たまたまテーブルの上に置いた「広報日造協」の題字を見つけた女主人が、「何でお金持ちの協会なのだろう?」とやうにやましい「何で?」こちらを思わず「何で?」と聞き返したのです。

でやって来ました。緑業を繋ぐバトンはしっかりと渡されてきたことになりました。では、この先40年の造園業界にはどんな姿を描くことができるでしょうか。東京大学と野村證券が共同研究で未来予想図を発表しています。それによりますと、

○プロフィール:北海道増毛町生まれ。明治大学卒業後、大日本印刷、自動車工業新聞を経て環境緑化新聞(株)インタラクシオン代表。最近著作「17万年後の地球」(日付のない日誌)

### 平成24年度・平成25年度 総支部長及び支部長名簿

支部名	氏名	社名・役職名
近畿総支部	坂上 信明	株式会社昭和造園土木代表取締役
	宇坪 啓造	北陸緑化株式会社代表取締役会長
	滋賀県 高木 淳一	株式会社高木造園代表取締役
	京都府 小林 正典	株式会社小林造園代表取締役
	大阪府 小島 山総	株式会社京阪神グリーン代表取締役
	兵庫県 中西 勝之	株式会社中西総合ガーデン取締役会長
	奈良県 中島 祥之	花佐造園株式会社代表取締役
	和歌山県 井内 優大	株式会社井内屋植苗園専務取締役
中国総支部	正本 大次	みずえ緑地株式会社代表取締役
	岡山県 大村 清次	株式会社清光園芸会長
	広島県 正本 大次	みずえ緑地株式会社代表取締役
	鳥取県 田中 静雄	株式会社田中造園土木代表取締役
	島根県 持田 正樹	株式会社もちだ園芸代表取締役
	山口県 多々良 健司	株式会社多々良造園代表取締役
四国総支部	鬼頭 慎一	株式会社双葉造園代表取締役社長
	徳島県 関 正義	マルセー緑化建設有限会社代表取締役社長
	香川県 古家 敏弘	株式会社山田宝松園代表取締役社長
	高知県 植田 誠司	株式会社南国緑地建設代表取締役社長
	愛媛県 成瀬 要三	成瀬緑化産業株式会社代表取締役社長
九州総支部	木上 正貢	木上梅香園株式会社代表取締役社長
	福岡県 執行 英利	株式会社執行茂寿園代表取締役
	佐賀県 久保 和男	株式会社葉隠緑化建設代表取締役社長
	長崎県 田 雅豪	株式会社庭建代表取締役社長
	熊本県 木上 正貢	木上梅香園株式会社代表取締役社長
	大分県 川津 潔	株式会社大山代表取締役社長
	宮崎県 徳地 信一	株式会社橘緑地建設代表取締役社長
	鹿児島県 間世田 武裕	株式会社桂造園代表取締役社長
沖縄総支部	森根 清昭	有限会社海邦造園代表取締役
	沖縄県 永島 昌和	有限会社桂植木代表取締役

支部名	氏名	社名・役職名
北海道総支部	廣澤 清隆	株式会社道南レミック代表取締役会長
	北海道 嘉屋 幸浩	株式会社園建専務取締役
東北総支部	渡部 佐界	庄内園芸緑化株式会社代表取締役
	青森県 山谷 弘美	環境緑花工業株式会社代表取締役
	岩手県 米内 吉榮	株式会社米内造園代表取締役
	宮城県 星 三郎	星造園土木株式会社代表取締役会長
	秋田県 加藤 薫	桂造園土木株式会社代表取締役
	山形県 渡部 佐界	庄内園芸緑化株式会社代表取締役
	福島県 櫻井 貞夫	桜井造園株式会社代表取締役
関東・甲信総支部	加勢 充晴	加勢造園株式会社代表取締役社長
	茨城県 川上 一夫	株式会社川上農場代表取締役社長
	群馬県 山田 忠雄	山梅造園土木株式会社代表取締役社長
	埼玉県 渡邊 進	株式会社八廣園代表取締役社長
	千葉県 鈴木 一彦	株式会社東松園取締役営業部長
	東京都 田丸 敬三	東光園緑化株式会社代表取締役社長
	神奈川県 山田 康博	株式会社サカタのタネ造園緑花部部長
	山梨県 齊藤 陽一	株式会社富士グリーンテック代表取締役社長
	長野県 山崎 幸	株式会社長遊園代表取締役社長
北陸総支部	磯部 久人	グリーン産業株式会社常務執行役員
	新潟県 磯部 久人	グリーン産業株式会社常務執行役員
	富山県 久郷 慎治	株式会社久郷一樹園代表取締役
	石川県 岸 省三	株式会社岸グリーンサービス代表取締役
中部総支部	大島 嘉七	大島造園土木株式会社代表取締役会長
	岐阜県 小栗 勝郎	株式会社岐阜造園取締役会長
	静岡県 内山 晴芳	天龍造園建設株式会社代表取締役社長
	愛知県 大島 嘉七	大島造園土木株式会社代表取締役会長
	三重県 儀 賀 悟	東海造園土木株式会社代表取締役

お知らせ

平成24年度 通常総会 講演会・交流会  
6月26日(火) 14:00~

グランドアーク半蔵門 東京都千代田区隼町1-1 ☎03-3288-0111

多数の会員の皆様のご出席をお願い致します。

「日造協団体保険制度」加入の  
一次メ切は6月25日(月)です!

損害保険ジャパン代理店または各担当店へお電話を。  
(損害保険ジャパン本社 ☎03・3349・3216)



# 以降の動向と造園建設産業

昨年6月に発表された「建設産業の再生と発展のための方策2011」（以下「再生発展方策2011」という。）を受け、造園建設産業界が抱える今日的課題と再生発展方策2011を受けた今後の取組み方向について、昨年10月発行の本紙第451号で取り上げた。今回は、国の公表資料をもとにその後の動向を概説するとともに、日造協の対応状況にもふれながら今後の取組み方向について考察を加えた。

（日造協 常任顧問 高梨雅明）

## 1 再生発展方策2011以降の動向

国土交通省においては、再生発展方策2011で示された対策の具体化に向け、

再生発展方策2011で示された対策の具体化に向け、

### 日造協 進め対策の具体化に対応

いずれの対策も今後の造園建設産業界に係わる事柄であることから、日造協ではその動向を注視し、必要に応じて国土交通省のアンケート調査等に対応してきている。

## 2 公共工事入札・契約適正化指針の改正

### (1) 改正概要

平成23年（2011年）7月27日に、中央建設業審議会において「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する指針（適正化指針）」の改正について審議が行われた。これを踏まえ、8月9日に適正化指針変更の閣議決定が行われた。その主な内容は、

- 「公正な競争の促進」
- 「地域維持型契約方式」の導入

### 価格を適切に活用

●地域要件について、各発注者が運用方針を作成した上で、適切な設定を図る。

●予定価格の設定に当たり、設計金額からの歩切りは、行わない。

●透明性の確保 不正行為の排除

●予定価格、調査基準価格及び最低制限価格は、契約締結後の公表とする。

●適正な施工の確保

●調査基準価格の見直し、価格による失格基準の導入

### 地域維持型契約方式の導入

●契約における受発注者間の対等性の確保（標準約款に基づく変更契約等）等である。

(2) 今後の取組み方向

近年の公共工事の入札契約に見受けられるく引きによる落札者の決定、ダン

## 3 基本問題小委員会

再生発展方策2011の具体的な展開を図るため、

昨年8月29日に国土交通大臣から社会資本整備審議会に「経済社会の大きな変化によりかたつねに厳しい状況に直面している建設産業が、活力を回復し、国民経済や地域社会に不可欠な役割を果たすとともに、持続的に発展していくための方策はいかにあるべきか」が諮問された。

## 4 中間とりまとめの概要

1. 地域維持型契約方式の導入

災害対応、除雪、インフラの維持管理等（以下「地域維持型」という。）の担い手の確保のため、複数の種類等をまとめた契約単位の複数年契約単位等による地域維持型契約の包括発注、地域維持型建設共同企業体を地域維持型建設共同企業体とする新たな契約方式の

### ダンピング対策等の着実な実行を望む

公共事業費の削減等により発注量が大幅に減少している造園工事において、造園専門業者の入札参加機会が十分に確保された中で、公正な競争を通じて適正に技術力向上が図れる環境条件を整うよう、造園建設業界全体で力を合わせ改善・要望活動に取り組まなければならない。

### (2) 今後の取組み方向

造園建設業界は、維持管理事業に都市公園等の指定管理者として先行的に取組み、また街路樹等の緑地管理工事などで実績を積み重ねてきた。

### 地域維持型契約に造園力の発揮機会の確保を

これを受けて、9月30日に中央建設業審議会及び社会資本整備審議会産業分科会建設部会のもとに基本問題小委員会（以下「小委員会」という。）が設けられ、5回にわたる検討・審議を経て、本年1月27日に中間とりまとめ（以下「中間とりまとめ」という。）が行われた。（下図参照）

建設業界がこれまで培ってきた造園力の発揮機会の拡大や経営の安定化に寄与することとなる。今後とも地域の実情に応じた積極的な取り組みが重要となる。

### 2. 技術者データベースの整備

建設工事の担い手となる優秀な技術者の確保及び育成のため、技術者自身の自主的な研鑽や企業による取組みが適正に評価される基盤づくりや、資質向上のインセンティブを高める環境整備が求められている。一方で技術者の配置に係る監督処分が後を絶たない状況を踏まえ、適正配置の徹底

のため、発注者等が現場に配置される技術者の資格や専任を効率的に確認できるようにすることが必要であるとの認識が示された。

(1) 技術者データベースに関する新たな仕組み

技術者データベースに関する新たな仕組みとして、

●目的

技術者情報の蓄積、技術者の資質の維持・向上、適正配置の徹底を進め、建設産業に対する国民や市場からの信頼を高めるとともに企業と技術者の評価の向上を図る。

●登録可能技術者の範囲

主任技術者相当以上の有資格者とし、当該資格、本人及び所属企業に関する情報のほか、資質向上の取組への適切な評価が行われるよう、民間資格、表彰、いわゆる継続教育などの情報についても登録できる。

●監理技術者の選任

建設企業は、登録を受けた者のうちから監理技術者を選任しなければならない。また選任された監理技術者は、工事現場への配置に係る情報を登録しなければならない。

●技術者の資格等のチェック

登録の有効期間（例えば5年程度）を設ける。また監理技術者となる有資格者は、最新の法令等の知識を有していることの確認を登録及び更新の要件とする。確認手法は、継続教育の受講のほか、国家資格試験の合格、技術検定の学科試験の合格、一般講習（継続教

### 育の受講等の機会が少ない技術者のためのセーフティネットとしての講習）の受講など。

登録情報の閲覧

技術者本人による登録情報の確認及び証明に加え、発注者、許可行政庁等が技術者の資格及び専任を容易に確認できるよう、インターネット上で一定の登録情報を閲覧できるようにする。等々の方向が示された。

### (2) 今後の取組み方向

日造協では、国家資格である造園施工管理技士の資格取得促進のための講習会

### 重要性が増す資格制度、造園CPD制度

新たな仕組みの中で、発注者側が技術者の資格及び専任の確認に用いることとなる技術者データベースに、日造協の資格制度や造

園CPD制度が活かされる新たな道が示されたことは、大きな前進である。今後、さらなる取組みの促進を図らねばならない。併せて、これらの入札参加要件や総合評価方式の加点要素への位置づけ等の要望・提言活動の展開が重要となる。

3. 業種区分の点検と見直し

現行業種区分は昭和46年に設定された。その後のストックの増加、環境重視等建設業を取り巻く社会情勢や建設工事の内容の変化、関連制度の改正等を踏まえ、業種区分の点検が必要と

の開催、民間資格である街路樹剪定士、植栽基礎診断士認定試験の実施や登録造園技師講習会に取組んでいる。また（公社）日本造園学会が行う継続教育制度「造園CPD制度」に参加し、造園技術者への参加の呼びかけ、造園技術者が取組みやすい認定プログラム等の拡大を図っている。

**中央建設業審議会・社会資本整備審議会 基本問題小委員会**  
中間とりまとめ（概要） 平成24年1月27日 中間とりまとめ

◆ 設置趣旨 建設産業が活力を回復し、持続的に発展していくための方策について検討

◆ 開催経緯 平成23年9月30日設置。毎月1回、計5回審議

◆ 中間とりまとめの概要

○ 「建設産業の再生と発展のための方策2011」の具体化を中心とする審議結果を、中間的にとりまとめ

**1. 地域維持型契約方式の導入**

- ・地域維持型JVが制度化（共同企業体運用準則改定）
- ・各発注機関における導入及び活用を促進

**2. 技術者データベースの新たな仕組みの概要**

- ・主任技術者相当以上の資格を有する者は登録可能
- ・監理技術者については、現場配置情報の登録及び登録を受けた者からの選任を義務付け
- ・発注者等は、必要な範囲でインターネット上で閲覧可能

**3. 業種区分の点検結果と見直しの方針**

○取引実態等からみれば概ね安定的に機能していると評価できる一方、社会経済情勢の変化やニーズを踏まえ、検討を深める必要

- ・「なおす」「とりこわしてつかう」に関連した業種区分の見直し
- ・一式工事の一定分野を施工できる新業種を柔軟に設定できる仕組み
- ・建設工事の内容、例示の見直し

**4. 社会保険未加入問題への対策**

- ・許可・更新時等の加入状況の確認・指導、社会保険担当部局への通報
- ・元請企業による下請企業への指導
- ・法定福利費の確保のための関係者への周知
- ・全国・地方毎に関係者による協議会を設置

**5. その他検討事項**

○不良不適格業者の排除の徹底

- ・暴力団員等を許可の欠格・取消事由に追加
- ・技術検定不正受験者に対する受験禁止措置

○技術・技能の振興

- ・民間の資格制度の活用
- ・基幹技能者の施工体制台帳への位置付け

○海外展開の促進、閲覧制度の見直し 等

○建設産業が持続可能で活力ある国土・地域づくりの担い手としてその役割を的確に果たすことができるよう、建設市場の在り方、住宅・社会資本の維持更新、低炭素・循環型社会の構築などの諸課題に対応する施策の充実強化に向けた、更なる検討が必要



# 「再生発展方策2011」

## 特集

一方で専門工事の中には、専門分化が進んだ分野を含むもの、複数の業種を含んで一式工事の内容で発注されるものがあることなどが掲げられた。

### (2) 業種区分の見直しの方針

現在の業種区分の考え方や及び枠組みを基本としつつも、社会的ニーズや建設市場の趨勢などの視点を従来以上に加味し、技術の専門化、対応する技術者資格等の設定可能性、適正な施工の確保、ある程度の市場規模の存在等に照らして検討が加えられた結果、

現在の業種区分は「つくめら」の業種区分を念頭に定められている。今後は、本格的な維持管理時代の到来や循環型社会の構築等の社会的ニーズに一層対応していく視点から「なおす」と「つくりかえ」という二つの行為に連関した、業種区分の見直しの必要性が高い。対応する技術者資格の設定等を含め、検討の深化が必要。

### (1) 業種区分の点検結果

業種区分について、技術の専門性、許可業者数、完成工事量の推移等の外形的な必要性、他業種の許可との重複状況や関連する法令の新設等の社会的ニーズの動向等の観点から点検が行われた。

点検結果として、現在の業種区分は取引実態等からみれば概ね安定的に機能していると評価できること、

の「造園工事業」「造園工事」の確立に向けて最大限の力を注いできたことがわかる。現在の業種区分における造園工事業及び造園工事の内容・例示の位置づけは、日造協が精力的に要望活動を行った結果であると言ってもよからう。先人達の多大な尽力のお蔭で今日の造園建設業があることを肝に銘じなければならぬ。

### (3) 今後の取組み方向

日造協の歴史をひも解くと、創設以来、建設業法上

の「造園工事業」「造園工事」の確立に向けて最大限の力を注いできたことがわかる。現在の業種区分における造園工事業及び造園工事の内容・例示の位置づけは、日造協が精力的に要望活動を行った結果であると言ってもよからう。先人達の多大な尽力のお蔭で今日の造園建設業があることを肝に銘じなければならぬ。

### 植栽基盤整備・植物維持・育成管理工事等の追加要望

業種区分の見直し動向に対応し、要望が最大限反映されるよう力を注いでいきたい。

建設業法上、下請企業を中心に、雇用医療、年金保険への未加入企業が存在し、技能労働者の公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する企業ほど競争上不利な状況が生じている。このため、建設業の許可に際

しての社会保険加入状況の確認、指導、経営事項審査における社会保険未加入企業への評価の厳格化により、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組み、必要な人材の確保と公平で健全な競争環境の構築を図る必要があるとの方向が示された。

### (1) 社会保険未加入問題への対策の概要

中間とりまとめでは、対策として、

建設業担当部局において、社会保険担当部局との連携を図りつつ、建設業許可・更新時や立入検査等における確認、指導、経営事項審査の厳格化、社会保険担当部局への通報等を行う。

### 4. 社会保険未加入問題への対策

建設業法上、下請企業を中心に、雇用医療、年金保険への未加入企業が存在し、技能労働者の公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する企業ほど競争上不利な状況が生じている。このため、建設業の許可に際

しての社会保険加入状況の確認、指導、経営事項審査における社会保険未加入企業への評価の厳格化により、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組み、必要な人材の確保と公平で健全な競争環境の構築を図る必要があるとの方向が示された。

●保険未加入企業に対する経営事項審査の評価の厳格化(平成24年7月から)

### ●許可申請書に保険加入状況記載した書面の添付が必要(平成24年11月から)

建設業の許可・更新の申請時に、新たに保険加入状況を記載した書面を提出。国等の建設業担当部局は、申請者の保険加入状況を確認、未加入であることが判明した企業に対しては、加入指導を実施。

●施工体制台帳に保険加入状況の記載が必要(平成24年11月から)

### ●社会保険未加入促進計画の作成が急務

また日造協では、国交省の呼びかけで去る5月29日に発足した社会保険未加入対策推進協議会(建設業関係登録団体・73団体、その他関係団体・14団体)が出席に参画した。今後社会保険加入促進計画の作成、社会保険加入の周知・啓発等に取組む予定。

また日造協では、国交省の呼びかけで去る5月29日に発足した社会保険未加入対策推進協議会(建設業関係登録団体・73団体、その他関係団体・14団体)が出席に参画した。今後社会保険加入促進計画の作成、社会保険加入の周知・啓発等に取組む予定。

●社会保険未加入対策が本格化 協議会に参加

### (3) 今後の取組み方向

日造協では、本年1月31日に国交省からの社会保険未加入問題に関するアンケート調査に対して意見等を提出した。その内容は、建設業許可・更新時の保険加入の確認、見積り・契約時における保険加入の確認、法定福利費の計上、周知・啓発、公共事業労務費調査ダンピング対策等にわたっている。

また日造協では、国交省の呼びかけで去る5月29日に発足した社会保険未加入対策推進協議会(建設業関係登録団体・73団体、その他関係団体・14団体)が出席に参画した。今後社会保険加入促進計画の作成、社会保険加入の周知・啓発等に取組む予定。

### 5. その他検討事項と新たな課題の提示

中間とりまとめは、以上のほか不良不適格業者の排除の徹底、技術・技能の振興、海外展開の促進等の課題についてふれている。

また、「建設業法が、持続可能で活力ある国土・地域づくりの担い手として、その役割を一層適切に果たしていくことができるよう、諸課題に的確に対応するための施策の充実強化に向けて、更なる検討が速やかに開始されることを期待する」旨が記された。

## 5 建設業戦略会議の再開

中間とりまとめを受け、本年2月27日に建設業戦略会議が再開され、新たな課題について検討をした。

主要検討事項は、維持更新時代への対応、低炭素・循環型社会の構築への対応、建設業の能力の建設工事請負以外の分野への活用(ガレキ、除雪、PPP、CM等)、公共工事に係る入札契約制度のあり方、大規模災害からの復旧・復興過程における施工確保のたのシステムのあり方等である。

(1) 今後の取組み方向

- 建設業戦略会議の再開にあたり、国交省は新たな検討課題等に関するアンケート調査を実施したが、日造協では3月21日に回答を提出した。
- 回答は検討事項全般にわたっているが、例えば社会資本の維持更新時代に対応するための施策に関する「行政が具体的にどのような施策を検討すべきか」の問いに対して、
- 造園工事の特性を反映した業種区分における造園工事の内容と例示の見直し
- 業種区分に沿った適切な造園工事の発注
- 優れた造園技術・技能を有する者の適正な評価による入札契約制度の確立
- 都市公園等における指定管理者制度の推進

たっているが、例えば社会資本の維持更新時代に対応するための施策に関する「行政が具体的にどのような施策を検討すべきか」の問いに対して、

造園工事の特性を反映した業種区分における造園工事の内容と例示の見直し

業種区分に沿った適切な造園工事の発注

優れた造園技術・技能を有する者の適正な評価による入札契約制度の確立

都市公園等における指定管理者制度の推進

## 学会の目・眼・芽 第35回

造園学会は、東日本大震災の復興支援に取り組みに当たり、「ランドスケープの再生を通じた震災復興」をテーマとして掲げました。これは、近代において進められた機能的、経済的合理性を最優先する土地利用や空間整備が疑問視され始めており、東日本大震災を契機にまちづくりのあり方が見直され、より豊かな復興まちづくりが可能になると考えられたからです。地域自然の特性やポテンシャルへの合理性を持ち、歴史の中で地域コミュニティが共有してきた「絆」としてのランドスケープを再生することは、被災地域の復興に際して手がかり(目標)とエネルギーを提供すると考えられました。

そしてこの一年あまり復興支援調査活動を様々な展開してきましたが、国や被災地自治体が提示した復興計画やその後展開された復興事業に、上記の考え方が組み込まれたとは言いがたい状況です。また、こうした考え方が社会の共感を得て復興まちづくりに新たな動きが出てきたかと言いつつ、この点でも目に見えた動きにはなっていません。

「20mの堤防」に代表される近代的な構造物整備といった事業は、防災効果、事業主体や手続き、財源までを一体としてイメージすることができません。それに比べるとランドスケープの再生については、具体的な事業や制度、技術のイメージが十分に伝わっていないように思います。社会における価値観の変化が追い風になっていると考えていましたが、思

## 造園の思想や技術を伝えること

想、技術、関連知見が一体化した概念の明確化とその社会への伝達の不十分さが、スピードと明確な効果が求められる復興支援に際して、追い風を受けきれない要因になったと考えています。野党的体質とも言うべき準備不足を改めねばなりません。

そうした折に、昨年10月国土交通省「公園緑地・景観課が、他部局に先駆けて「東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備の基本的考え方(中間報告)」を公表し、平成24年3月には、その「技術指針」を提示されました。公園緑地の整備・管理に関わる考え方、技術、基準、それらを裏付ける知見が一連のイメージとして分かり易く表現されたものとなっています。活動が実らないという閉塞感の中で光が指したような思いでした。

ただ一方で、このように公園緑地整備について明確なイメージが提示されることは、造園分野に対する認識を公園緑地の範囲に止めてしまう要因にもなると言えます。造園はもっと広範な領域をカバーしており、風景・景観形成、生態系の再生や管理、コミュニティの再生等についても重要な知見をストックしてきました。もちろん、事業と土地利用計画は同じ土俵で語り得るものではありませんが、公園緑地・景観課の報告書は社会に分かり易く伝えるためのヒントを与えてくれると考えています。

これまで研究し蓄積してきた知見を、分かり易く体系化し、再構築し、造園分野の思想や技術を具体的に社会に伝えていくことを戦略的に進める必要があると痛感しています。

下村 彰男  
(公社)日本造園学会副会長、東京大学大学院教授

道路緑地管理等における複数年度契約制度の実施等を示した。

日造協 新たな検討課題にも積極的に対応

日造協としては、新たな検討課題の検討状況等をフォローしつつ、造園建設業の発展に向けた取組み方向を検討し、本部・総支部・支部の連携のもとに実施可能なことから実行に移していくことが重要となっている。引き続き各員各位の協力とご支援をお願いする次第です。



福島県支部

仮設小学校・幼稚園の環境緑化事業

飯館村で復興支援

福島県支部では、日造協 日本大震災「花とみどりの復興支援ネットワーク」の



花とみどりの復興支援活動として、飯館村の仮設小学校及び仮設幼稚園の環境緑化事業を行いました。飯館村は、東日本大震災並びに東京電力福島第一原子力発電所事故により計画的避難区域に指定され、全村避難となり、学校施設については、1年間隣の伊達郡川俣町のお世話になっていました。

協会だより 総支部、支部、事務局からの記事を紹介し



で過ごさなければならぬことに対して我々ができることとして、今回の支援活動に取り組みました。4月16日に生徒、全園児が参加してみどりの樹木と美しい花々が植えられ、4月18日に見送るような潤いのある緑の環境を作ることができました。

熱中症に気をつけましょう！ 炎天下や室温の高いときだけでなく、これからの梅雨時などでも熱中症になることがあります。

【広報日造協縮刷版の販売について】 (平成24年6月号) 平成24年5月号まで 当協会機関紙「広報日造協」縮刷版の販売を行います。...

委員会等の活動 事業委員会(事業企画部) (5月9日) 平成23年度の要望結果(本部・総支部・支部)報告と今年度要望計画を検討した。...

事務所の動き (5月) 9(水) 事業委員会(事業企画部) 10(木) 第50回技能五輪全国大会合同委員会...

私がみる松山城 私に住む松山市は愛媛県中部にあり、山や海に囲まれた自然豊かなところ。...

緑のミラクルソル 当協会では、ガラス廃材を再資源化した多目的環境材料「ミラクルソル」を開発しています。...

冬ですが、松山は積雪がほとんどなく雪化粧というわけにはいきませんが、本丸周辺の木々が落葉し眺めが四季の中で一番良く「城下町」を見下ろす殿様といいますが、なんともいえない気分を味わえます。...